

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第11項中「保健福祉局生活福祉部地域福祉課」を「子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課」に改め、同条第15項の表以外の部分中「のうち、次の表の左欄に掲げる職員」を削り、「同表の右欄に掲げる室及び課」を「同部監査指導課、同局障害保健福祉推進室、同局生活福祉部生活福祉課及び保険年金課、同局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課及び介護ケア推進課、同局医療衛生推進室健康安全課、医務衛生課及び医療衛生センター、全ての福祉介護課並びに全ての区役所又は区役所支所の福祉部支援課及び同部支援保護課」に改め、同条の表を削る。

第1条第18項を削り、同条第20項中「上下水道局技術監理室地域事業課」を「上下水道局総務部右京営業所」に改め、同項を同条第22項とし、同条第19項を同条第21項とし、同条第17項中「なく、」の右に「同局医療衛生推進室医務衛生課及び医療衛生センター並びに」を加え、同項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターに属する職員（診療放射線技師に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、同室医務衛生課、全ての保健センターの健康づくり推進課及び全ての保健センター支所の職員に兼職されたものとみなす。

第1条第16項を同条第18項とし、同条第15項の次に次の2項を加える。

16 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室に属する職員（本務として命じられたものに限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、同局子ども若者未来部育成推進課及び子ども家庭支援課、同局幼保総合支援室、全ての福祉介護課並びに全ての区役所又は区役所支所の福祉部支援課及び同部支援保護課の職員に兼職されたものとみなす。

17 保健福祉局生活福祉部生活福祉課に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、全ての区役所又は区役所支所の保護課及び支援保護課の職員に兼職されたも

のとみなす。

第2条第15項中「前条第15項」の右に「又は第16項」を加え、同条第18項を削り、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第17項」を「前条第19項又は第20項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 前条第17項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、生活保護法による費用等の返還及び徴収に関する事務のうち、保護が廃止された者に対するものに従事させる。

第2条第19項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第21項」に、「同条第20項」を「同条第22項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)